

# 北海道身体障害者新聞

発行人 一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会  
会長 藤田孝太郎  
札幌市中央区北二条西七丁目(かて2-7)  
電話 011-251-1551  
FAX 011-251-0858  
ホームページ www.hokusinkyo.or.jp  
北海道障害者社会参加推進センター  
電話 011-251-9302  
毎月 25日発行  
会員購読料(年) 90円 (会費を含む)  
非会員 同 2,000円

## 令和三年度 障害保健福祉部 予算案について

厚生労働省障害保健福祉部より、令和三年度障害保健福祉部予算案の概要が提出されました。

### 予算額

- 令和二年予算額  
2兆1,422億円
- 令和三年度予算案  
2兆2,351億円  
(対前年度増減 929億円増)
- 障害福祉サービス関係費  
(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費等)  
令和二年予算額  
1兆6,347億円  
令和三年度予算案  
1兆7,303億円  
(対前年度増減 956億円増)

- 《主な事項》  
● 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保  
1兆6,789億円  
(94億円増)
- 地域生活支援事業等の拡充  
513億円(8億円増)
- 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備  
48億円(20億円減)
- 聴覚障害児への支援など障害児支援の推進  
44億円(0.8億円増)
- 芸術文化活動の支援の推進  
46億円(0.5億円増)
- 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進  
42億円(0.5億円増)
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築  
72億円(0.8億円増)
- 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進  
7.0億円(0.7億円増)

障害者に対する就労支援の推進  
22億円(8億円増)  
● 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保(新規)  
14億円

※詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/yosan/]

## 令和二年 障害者雇用状況の 集計結果(北海道)

厚生労働省北海道労働局より、令和三年一月十五日付で、障害者雇用状況の集計結果が発表になりました。

民間企業における雇用状況  
雇用されている障害者数と雇用率  
集計企業数3734社、雇用率の算定基礎となる対象労働者数66万3250人のうち、雇用されている障害者の数は1万5574.5人となり、前年より605人増加しました。

《内訳》  
身体障害者：9434人  
知的障害者：4096人  
精神障害者：2044.5人  
雇用率は、2.35%となり、前年より0.08%上昇しました。  
法定雇用率達成企業の割合は、前年より0.5%上昇し50.9%となりました。

◆ 企業規模別の雇用状況  
雇用率は、1:000人以上規模の企業で2.78%と最も高く、次いで500~1000人未満の規模の企業で2.33%となり、法定雇用率2.2%達成企業数は、前年と比べ増加傾向にあります。

◆ 産業別の雇用状況  
雇用率が法定雇用率を上回っている業種は、生活関連サービス・娯楽業(4.52%)、医療・福祉(2.78%)、運輸・郵便業、電気・ガス・熱供給・水道業、卸売・小売業、製造業の順となっています。  
雇用されている障害者の数は、各業種において前年と比べ増加してあります。

◆ 地方公共団体における在職状況  
法定雇用率2.5%が適応される機関(都道府県知事部局・都道府県機関、市町村部局及び市町村教育委員会等)  
対象職員数は、前年より増加して7万6893人となり、雇用されている障害者の数は1819人となり、116人増加しました。

《内訳》  
身体障害者：1651人  
知的障害者：30.5人  
精神障害者：137.5人  
雇用率は、前年より増加となりました。

◆ 法定雇用率2.4%が適用される機関(都道府県教育委員会及び一定の市町村教育委員会)  
対象職員数は、前年より増加して4万95.5人となり、雇用されている障害者の数は851.5人と前年より65.5人増加しました。

《内訳》  
身体障害者：762.5人  
知的障害者：15人  
精神障害者：74人  
雇用率は、前年より42.5人増加となりました。

◆ 独立行政法人等(法定雇用率2.5%)における雇用状況  
対象労働者数は前年より増加して1万437人となり、雇用されている障害者の数は276人となり、5.5人増加しました。

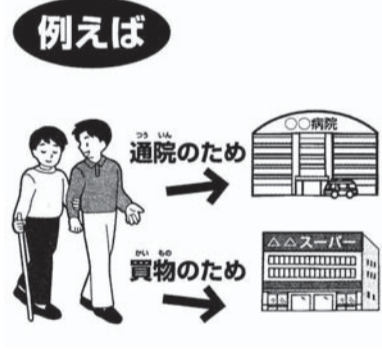
《内訳》  
身体障害者：213人  
知的障害者：5人  
精神障害者：58人  
雇用率は、前年より5.5人増加となりました。

◆ 「1」協力を「町内会の回覧協力による日身連収益事業は、北身協の運営に役立っております。」

## 盲ろう者通訳・介助員 派遣事業の利用について

ご家族やご近所に、視覚に障がいのある方で、耳の聞こえが悪くなってきたり、あるいは聴覚に障がいのある方で、目が見えなくなってきたりの方は、いらっしゃいませんか。  
当協会では、在宅の「視覚と聴覚に重複して障がいがある方(盲ろう者)」に、コミュニケーションや移動の支援を行う「通訳・介助員派遣事業」を行っています。

身近に「盲ろう者」の方がおられましたら、この事業が通院や買い物などに利用できることをお伝えいただき、当協会にもご連絡をお願いいたします。  
利用料金は無料です。  
利用登録が必要となりますので、左記へお問い合わせ下さい。



【問合せ先】  
〒060-0002  
札幌市中央区北二条西七丁目  
道民活動センタービル四階  
北海道社会参加推進センター  
(一般社団法人)  
北海道身体障害者福祉協会  
電話 011(251)9302  
FAX 011(251)0858  
札幌市内にお住まいの方は、札幌市身体障害者福祉協会(011(641)8853)へ、お問い合わせをお願いします。

◎ 北海道身体障害者福祉協会では、「盲ろう者通訳・介助員」の派遣は最も濃厚接触と言え活動であり、利用者も通訳・介助員も、お互いに清潔を保ち、活動中でも極力密集したスペースを避け、周囲の状況をいち早く捉えた行動に徹して、業務を行っております。

## 障がい者110番

障がいをお持ちの方ご本人及びご家族等からの悩み(法的手続き・人権等に関する相談)に対し、弁護士による無料法律相談を行っています。

相談の対象  
道内全域(札幌市を除く)の障がい者を対象としています。  
札幌市内の方は「障害者あんしん相談(011(633)1313)」等の窓口をご利用下さい。

受付時間  
平日(月～金)  
9時から17時まで  
(電話または面接)  
※時間外・土・日・祝日・年末年始は、FAXまたは留守番電話での受付となります。

定例相談(弁護士相談)  
毎月1回(原則 第4火曜日)定例相談として弁護士による専門相談・助言を行います。  
弁護士相談を希望される場合は、事前予約が必要で、相談概要の他、住所・氏名・連絡先等が必要となります。(相談の秘密は固く守ります)

主な相談(相談料は無料です。)  
☆法律に関する相談  
例えば、身体・生命に関する相談、財産に対する侵害、相続関係、金融消費・契約関係、雇用・勤務条件関係等  
☆人権擁護に関する相談  
例えば、職場・施設・隣人・知人・家族・親族との人権に関するトラブル  
☆その他  
必要な相談

【受付・問合せ先】  
障がい者110番直通番号  
電話 011(252)1233  
FAX 011(252)1235  
注)この電話で即座に解決するものではありません。  
解決するために、どうすべきかを考える相談窓口です。



「1」協力を「町内会の回覧協力による日身連収益事業は、北身協の運営に役立っております。」

### 一般社団法人日本義肢協会会員

株式会社 <b>札幌義肢製作所</b> 代表取締役 関 喬 札幌市中央区南三条西六丁目 電話代表(011)241-0986	株式会社 <b>野坂義肢製作所</b> 札幌市中央区南三条東四丁目 電話(011)221-1406	株式会社 <b>馬場義肢製作所</b> 函館市豊川町一五〇一 札幌市北二条西七丁目 室蘭市母恋北町一三〇六 釧路市富見一〇五の九 電話(011)238-3126 電話(011)274-1303 電話(0143)321-5296 電話(0154)411-5466	株式会社 <b>田村義肢製作所</b> 札幌市中央区北四条東五丁目 電話(011)201-2777 帯広支店 帯広市大通南十五丁目二十番地 電話(0155)271-2489	株式会社 <b>千葉義肢製作所</b> 釧路市若草町七番二号 電話(0154)221-0381 FAX(0154)251-9588	株式会社 <b>岩見沢義肢</b> 岩見沢市緑が丘四丁目二二二-114 電話代表(0126)221-1550	合同会社 <b>道北義肢製作所</b> 所 長 舛田裕司 旭川市五条通十二丁目六一七番地 電話(0166)241-5311
---	--	---	---	---	---	---

## 広告募集中

一枠でも!!  
二枠でも!!  
三枠でも!!

(北のチャレンジショップ) http://www.hokusinkyo.or.jp/cgi-bin/shopping/main.cgi? (北身協で検索)

### 第五回 理事会

一月二十六日(火)、道民活動センターにおいて、第五回理事会が開催されました。

藤田孝太郎会長・石田正義理事・若山武信理事・工藤公人監事・泉司常務理事・事務局書記二名が出席しました。

開会にあたり、藤田会長より、コロナ禍の中、お集まりいただいた理事・監事の皆様に感謝の気持ちを含めた挨拶があり、引き続き、左記の議案について説明等がありました。

#### 《議案》

- ▼第一号 令和二年度上期決算状況について
- ▼第二号 令和二年度補正予算について
- ▼第三号 各雇用体系の就業規則等について

各議案について、審議の結果、原案に基づいて承認されることとなりました。

### 道民活動センター(かでる2)『新型コロナウイルス感染症対策』

来館される皆様には、特に次の五点をお願いしております。

- ★館内では、マスクを着用して下さい。
- ★発熱・息苦しさ・強いだるさ等の体調不良の方は入館できません。
- ★手指消毒や手洗い、咳エチケット等の徹底をお願いします。
- ★三密(密集・密接・密閉)の状態を避け、人と人との物理的な距離(互いに手を伸ばしても届かない距離)を保って下さい。
- ★定期的な換気を実施して下さい。

新型コロナウイルスに感染しない・させないため、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

### 北海道からのお知らせ

『新型コロナウイルス感染症対策としての有料道路における障害者割引の郵送手続きを可能とする特例措置について』

身体障害者及び知的障害者に対する有料道路通行料金の割引については、『障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について』(平成十五年十一月六日付、厚生労働省通知)により周知しているところです。

今般、『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』において「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会を低減を組み合わせて実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが重要である」とされています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省道路局を通じて高速道路会社から『特例措置(東日本高速道路株式会社ほか六社連名)』について連絡があり、令和三年一月十五日付、厚生労働省から『新型コロナウイルス感染症対策としての有料道路における障害者割引の郵送手続きを可能とする特例措置について』の周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

▼特例措置の主な内容について  
申請者が福祉事務所等に來所して行う申請手続き(新規・変更・更新)は、当面の間は郵送手続きによる方法も可能とする。この際、福祉事務所等が確認する申請時に必要となる各書類は、原本ではなく写しによる確認も可能とする。  
※市町村福祉事務所等の窓口・所掌する自治体や有料道路事業者のホームページ等においても情報提供を行なっておりますので、ご確認いただけます。

### ジパング倶楽部 特別会員のご案内

JRジパング倶楽部では、身体障害者が対象とした特別会員制度を設けております。

▼対象者  
身体障害者手帳をお持ちで、男性60歳・女性55歳以上の方  
▼年会費(入会金はかかりません)  
一人 1,400円  
▼介護者割引  
身体障害者手帳提示による割引の他、一種身体障害者の介護者のみ、会員と同様に割引があります。

▼利用条件  
片道・往復・連続で20km以上利用する場合(20回まで)  
▼割引率  
【新規会員】  
初回 3回目まで2割引  
4回目 20回目まで3割引  
【更新会員】  
初回から3割引  
▼割引対象外期間  
① 4月27日～5月6日  
② 8月10日～8月19日  
③ 12月28日～1月6日  
※ご利用になれない列車や割引対象外期間については、駅の窓口でご確認下さい。

※ジパング手帳の到着は、お申し込みから約三週間程度の時間が必要となりますので、予めご了承下さい。  
更新手続きは一ヶ月前から可能です。期限を過ぎますと新規会員扱いになりますので、早めの更新手続きをお願いします。  
(更新日のお知らせはお送りしていませんのでご注意ください)  
お電話の際は、お手元にジパング手帳と障害者手帳をご用意下さい。  
【お申込・お問合せ先】  
各地区の身体障害者福祉協会 及び左記へ  
〒060-0002  
札幌市中央区北二条西七丁目  
道民活動センタービル四階  
一般社団法人  
北海道身体障害者福祉協会  
電話 011(251)1551  
FAX 011(251)0858

### ジパング倶楽部 3月(年度末)の取り扱いについて

日頃より、JRジパング倶楽部の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、来たる3月(年度末)の取り扱いについて、勝手なお取り扱いではありますが、左記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

★年度末受付締切日  
(書類及び入金必着)  
令和3年3月18日(木)  
★受付開始日  
令和3年4月1日(木)

### 文芸 俳句

岩見沢市 池田 敏雄  
咳払いに似たるを驚きぬ  
居酒屋の暖簾チラ見のコロナ風邪  
室蘭市 池内 満里子  
いとおいしく思える命去年今年  
永久に欲し小春日和の指定席  
冬銀河すべて承知と風が啼く

### 短歌

蘭越町 小林 トメ  
今年はお節料理は少なめに  
作りて祝うコロナ禍の新春  
生きて尚新玉の年迎えたり  
元日の朝屠蘇を頂く  
世の中が如何に変われど暦では  
四季折々のけじめは確か  
ベランダの迫き視界に映る絵は  
白き雪野と松の緑よ  
極寒と云えど家内暖かし  
北の住居は吹雪に暮れる  
室蘭市 池内 満里子  
窓を打つ床の音眠られず  
霜香みながら朝刊届く  
雪晴れの早朝赤き実をつぐむ  
小鳥の声に春の近づき  
大声で笑い合える日きつと来る  
其の日待ちつつ自粛とマスク

### 編集部からのお知らせ

一 投稿は、新聞発行月の前月の25日までの受付(必着)といたします。  
二 作品には、短歌・俳句・川柳の区分を記入して下さい。  
三 読者が読みにくい漢字には必ずルビを付けていただきますようお願いいたします。  
四 ご投稿の際には、お名前・ご住所の他に電話番号またはFAX番号のご記入をお願いします。読み方等の確認のご連絡を差し上げる場合があります。

※投稿いただいた作品は極力掲載する予定ですが、紙面構成の都合上、お一人様三点までの掲載とさせていただきます。あらかじめご了承下さい。  
【掲載希望順位の付記をお願いします。】  
また、文芸欄では作品の季語と発行月の季節にズレが生じることもあります。  
何卒、ご理解をいただけますようお願いいたします。

令和3年度の予定  
★令和3年度 定期総会  
令和3年6月15日(火)  
10時30分(予定)  
★令和3年度 事務担当者会議  
令和3年7月8日(木)  
13時30分(予定)  
★令和3年度 全道福祉大会  
令和3年10月3日(日)  
9時30分(予定)  
帯広市にて開催予定  
(ホテル日航ノースランド)

印刷・クリーニング・縫製のご用命は  
社会福祉法人 北海道リハビリ  
障害者支援施設  
リハビリ・エイト  
障害福祉サービス事業  
リハビリ・クリーナース  
障害福祉サービス事業  
リハビリ・おおぞら  
障害者支援施設  
美しの森  
障害福祉サービス事業  
セルブさっぽろ  
グループホーム  
エルフィンホーム  
児童自立援助ホーム  
陽だまり  
特定相談支援事業所  
ポプルス  
施設利用ご希望の方はお気軽にご相談ください  
法人本部 北広島市西の里507番地1  
TEL(011)375-2111(代)

安心と実績で全道をネットする  
認定補聴器専門店-  
岩崎電子 補聴器センター  
本店 札幌市中央区南2条西3丁目 東南カド  
札幌駅前 札幌市中央区北3条西2丁目 札幌H・S・ビル1F  
新札幌店 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目 ホクノービル3F  
手稲店 札幌市手稲区前田1条12丁目  
旭川店 旭川市宮下通9丁目 キタノビル1F  
函館店 函館市杉道8-20 オカダビル  
苫小牧店 苫小牧市表町5丁目5-1  
室蘭店 室蘭市中央町3丁目25-1 TMビル  
お問い合わせ  
0120-231-282  
岩崎電子株式会社  
札幌市中央区南2条西3丁目東南カド

バッグの製作・修理等・革製品で  
お困りの方はご相談ください

NPO 法人  
砂川つばさ

札幌市東区東五条南四丁目二一十二  
FAX 011(551)2111  
TEL 011(551)2111

HOP  
ホップ障害者地域生活支援センター  
札幌市東区北十四条東四丁目六二一五 光星ビル  
TEL 011(748)1621  
FAX 011(748)1621

◆障害者支援施設  
◆障害福祉サービス事業所  
◆特別養護老人ホーム  
◆障害児通所支援事業  
◆救護施設 他

施設利用、見学等をご希望の方は  
お気軽にご連絡下さい

社会福祉法人  
北海道光生舎  
☎079-1135  
赤平市錦町2丁目6番地  
TEL 0125-32-3221

社会福祉法人  
北海道宏栄社  
〒047-0011 小樽市天神2丁目8番2号  
電話 011(341)2511  
FAX 011(341)2511

障害者支援施設

会員募集中!!

北身協では札幌と旭川を除く全市町村で  
身体障害者活動にご理解いただける会員を  
募集しております。  
詳しくは市町村役場障がい担当窓口まで!!